参考資料９

病床数適正化緊急支援事業の概要

１　経緯

病床数適正化緊急支援事業（以下「本事業」という。）は、令和７年 12 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、「都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる（同法第７条の２第１項）」とされたため、実施するもの。

なお、「医療法に関する三党合意書」（令和７年６月６日自由民主党、公明党、日本維新の会合意）において「２年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」とされたことから、**本事業により削減された病床については、不可逆的措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされている**（同法第７条の２第２項）。

２　事業概要

⑴　事業内容

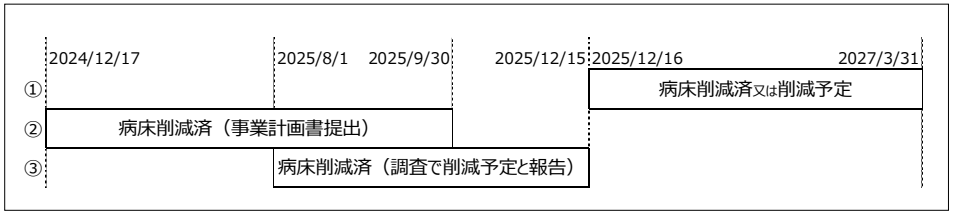
患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援として、削減病床１床あたり稼働病床に 4,104 千円、休床には 2,052 千円を支給する。

⑵　対象医療機関

①　2025 年 12 月 16 日から 2027 年３月 31 日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床）の削減を行う医療機関

②　「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（2025 年２月 21 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、2024 年 12 月 17 日から 2025 年９月 30 日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関

③　「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（2025 年８月 14 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関



⑶　支給対象外

①　都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合

②　2027 年３月 31 日時点において廃院する予定の場合

③　2027 年３月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

※　なお、①及び②に該当する場合においても、⑷の手続きを経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは支給対象として差し支えない。

⑷　地域医療構想推進委員会等において議論が必要な場合

①　⑶①及び②に該当する事項

②　現に患者が入院している病床を削減する場合

③　病床数をあわせて 100 床以上削減をする場合

④　その他、都道府県において議論が必要と認める場合

【本県における④に当たるケース（県要綱で規定）】

ア　災害等のやむを得ない事情により休床になっている病床を休床でないとみなす場合

イ　分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない範囲で産科部門の病床及び小児科部門の病床を削減する場合

ウ　特例病床等を削減する場合

エ　直近の病床機能報告における報告では休棟等となっているが、当該報告後に稼働を再開したため、稼働病床として扱う場合

オ　公立・公的医療機関が病床を削減する場合

カ　その他、地域の実情に応じて各保健所等が議論を必要と認める場合

ア～エは、都道府県の判断が必要であると国が示しているもの オ及びカは、本県独自の条件

※　なお、上記の場合においては、代替する在宅・外来医療等の対応や、他医療機関における患者の受け入れに係る調整等を踏まえて検討を行うこと。

⑸　基準病床数の削減

本事業に基づき病床数を削減したときは、医療計画において定める基準病床数を削減するものとされているため、事業終了後、2027 年度上半期までに基準病床数を削減する。

＜参考　削減方法＞

・二次医療圏ごとに病床削減率（削減病床数/既存病床数）を用いて基準病床数を削減する。ただし、二次医療圏によっては、病床削減率を用いて削減すると、本事業による病床削減数を下回る場合があることから、こうした場合には、削減病床数と同数分を基準病床数から削減することとする。

３　想定フロー

⑴　各構想区域の地域医療構想推進委員会で支給の可否に関する協議（10 月上旬）

⑵　医療体制部会で審議（**当会議**）

⑶　国申請（10 月下旬）